

平成 31 年度版

東京都雇用対策協定に基づく事業計画



東京都



東京労働局

平成 31 年 4 月

目 次

第1 現状と課題

1	社会経済情勢	1
2	雇用をめぐる主な動向	1
3	31年度の事業計画の主なポイント	2

第2 連携・協力して推進する取組

1	若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実	
(1)	非正規雇用労働者の正社員化・定着促進に向けた職場環境整備の推進	3
(2)	若年者に対する就職支援の充実	4
(3)	高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施	5
(4)	都立高校中途退学者等に対する支援	6
2	中小企業等での人材確保対策等の強化	
(1)	中小企業や人手不足分野（介護・保育・看護・建設分野等）での人材確保の強化	7
(2)	職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化	10
3	全員参加型社会の実現に向けた取組の強化	
(1)	女性の活躍促進	12
(2)	高齢者に対する就業支援の推進	14
(3)	障害者・難病患者等に対する就労支援の推進	16
(4)	求職者個々の状況に応じた支援等の実施	19
4	「ライフ・ワーク・バランス」の推進	
(1)	「働き方改革」の取組の推進	22
(2)	働き方改革関連法の履行確保と長時間労働の是正を始めとする労働条件の確保等	24
(3)	育児・介護と仕事を両立できる環境の整備等	25
(4)	病気治療等と仕事を両立できる環境の整備等	26
(5)	テレワークの普及推進等	26
(6)	ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発	27
5	適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施	
(1)	相談環境の整備	27
(2)	若者への労働法の普及啓発等	28
(3)	若者のアルバイト時の注意喚起	28
(4)	東京都最低賃金の周知等	28
(5)	外国人労働者に対する労働法の周知啓発等	29

第3 推進体制の構築

- 1 会議体について
- 2 情報の共有化について
- 3 事業の実施・周知広報に係る相互協力について
- 4 職員派遣や研修を通じた交流について
- 5 その他

別表1 東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体

別表2 東京都及び東京労働局の間で情報共有する具体的な取組

第1 現状と課題

1 社会経済情勢

人材や企業が集まり、日本経済を牽引する東京の人口は、現在、約1,386万人（全国の約11.0%）となり、事業所数は62万所（全国の約11.6%）、就業者数は約800万人（同約13.6%）に上っている。

また、全国の企業の本社・本店のうち17.4%が東京に集中しているが、このうち資本金10億円以上の企業にあっては50.6%が都内に本社を立地するなど、東京は日本の金融・経済の一大中心地を形成している。

このような中、東京の景気動向としては、雇用情勢の改善が続くなかで、各種政策の効果や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた人材需要の高まりなどから、穏やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などに留意が必要である。

一方、社会情勢に目を移して見ると、東京においても、急速に進行する少子高齢化により2025年をピークに人口減少に転じるものと見込まれ、今後、就業を支える人材を確保し、働く意欲のある全ての人材が活躍できる雇用就業対策が求められている。

2 雇用をめぐる主な動向

東京の完全失業率は平成30年平均で2.6%と、全国平均に対して0.2ポイント上回っているものの、対前年比においては0.3ポイント改善した。完全失業者数（年平均）も、前年から1.5万人減少し、21.1万人となった。また、東京の有効求人倍率も2.13倍と、対前年比0.05ポイント改善し、全国平均の1.61倍を0.52ポイント上回っており、東京における雇用情勢は改善が進んでいる。

一方、雇用情勢の改善等に伴い、介護・保育・看護といった社会保障関係分野や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた建設分野などにおいて、有効求人倍率が6倍を超えるなど、都内の人手不足問題が深刻化しており、速やかな対応が求められる。

また、近年、非正規雇用労働者の数が増加しており、特に継続雇用による高年齢層での非正規雇用の増加や女性を中心にパートなどで働き始める労働者が増加しているなどの要因が大きく、「労働力調査」によると、役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は、平成30年で35.7%と3分の1以上を占める結果となっている。

非正規雇用労働者は、正規雇用労働者と比べて雇用が不安定、賃金が低いことに加え、能力開発の機会が不足している等の問題が指摘されており、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることが不可欠

であることから、希望や意欲・能力に応じた正社員転換、均等・均衡待遇を強力に押し進めていくことが重要となる。

3 31年度の事業計画の主なポイント

東京において、将来にわたって活力ある社会、成長する社会を実現していくためには、人口減少といった課題に正面から向き合い、全力で対策を講じ、それを克服しなくてはならない。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先のレガシーを見据え、雇用就業面においても、東京をより進化した成熟社会へと高めていく施策をさらに展開していくことが求められる。

具体的には、若者や女性、高齢者等全員が参加する社会の実現を加速するとともに、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員化を推進するほか、「働き方改革」の取組の推進による、企業における長時間労働の削減や休暇取得の促進、さらには障害者への更なる支援を進めることによるノーマライゼーションの定着等に取り組んでいくことが重要となる。東京においては、こういった、東京のみならず、日本全体の成長に繋がる施策を戦略的に実行していかななくてはならない。

このため、平成31年度の事業計画においては、以上で述べた現状や課題を踏まえ、次の内容を各行政分野での主なポイントとし、東京都と東京労働局とが連携・協力した各取組を推進していく。

まず、雇用就業分野においては、若年者を中心とする非正規雇用労働者の正社員化、正規雇用転換後の職場定着に向けた職場環境の整備を推進するとともに、職業訓練による人材育成支援の強化や女性の活躍促進、高齢者、障害者に対する就労支援を推進する等「全員参加型社会」の実現に向けての取組を強化していく。

さらには、働き方改革関連法が平成31年4月から施行されたことを踏まえ、長時間労働の削減や休暇取得促進等により多様な「ワーク・ライフ・バランス」の実現を推進し、仕事と育児・介護の両立を図るための職場環境整備等働き方・休み方の改善に取り組む企業への積極的な支援やテレワークの普及促進、適正な労働条件の確保へ向けた相談環境の整備、労働法等の積極的な周知に取り組んでいく。

また、福祉・医療分野においては、介護・保育・看護といった人材不足が顕在化している分野での人材確保対策を推進し、教育分野においては、在学中のキャリア教育を推進するとともに、都立高校中途退学者等への支援を強化していく。

第2 連携・協力して推進する取組

1 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

(1) 非正規雇用労働者の正社員化・定着促進に向けた職場環境整備の推進

ア 正社員等転換・定着促進に向けた職場環境整備に取り組む企業に対する経済的支援の実施

有期契約労働者等の正規雇用等への転換に取り組んだ企業に対して、東京労働局がキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を行い、さらに当該企業が正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備に取り組んだ場合において、東京都は助成（「東京都正規雇用等転換安定化支援助成金」）を実施する。

東京労働局	キャリアアップ助成金の支給 キャリアアップ助成金支給に関する情報の東京都への提供 東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の周知広報への協力
東京都	東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の支給 キャリアアップ助成金の周知広報への協力

イ 若者の正社員採用に取り組む企業に対する経済的支援の実施

若者の雇用管理の状況が優良な中小企業として厚生労働大臣が認定した企業（「ユースエール認定企業」）が、東京都が実施する若者正社員チャレンジ事業に参加し、採用奨励金を受給する場合は、認定を受けていない中小企業よりその額を増額する。

東京労働局	「ユースエール認定企業」の確保やマッチング支援の実施 「ユースエール認定企業」等に関する情報の東京都への提供
東京都	若者正社員チャレンジ事業で支給する採用奨励金における「ユースエール認定企業」の優遇 「ユースエール認定企業」の確保に向けた周知広報への協力

ウ ワンストップ窓口の運営

正規雇用化を推進するため、東京都と東京労働局が実施する企業向けサービスについてワンストップで提供する窓口を東京都が設置し、東京労働局との連携のもと、引き続き運営する。

東京労働局	正規雇用化推進に係る企業向けサービスの提供
東京都	ワンストップ窓口の設置、運営 正規雇用化推進に係る企業向けサービスの提供

(2) 若年者に対する就職支援の充実

ア 東京しごとセンターにおける一体的な就職支援

東京しごとセンター内に設置しているハローワーク飯田橋の若年者の専門窓口（U-35）において、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就職面接会・企業説明会、セミナー、カウンセリングなど、東京しごとセンター（ヤングコーナー）と連携した、切れ目のない一体的な就職支援を引き続き実施する。

また、若年求職者の正社員化を推進するため、東京都の「若者正社員チャレンジ事業」等を連携して実施する。

東京労働局	求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施 就職面接会等の企画・運営、参加企業の確保等 ジョブカフェが行う、セミナーやカウンセリング等への誘導 東京都の「若者正社員チャレンジ事業」の専用求人受理
東京都	就職面接会等の企画、会場確保等の運営協力、求職者への参加勧奨 セミナー、カウンセリング等の実施 ハローワーク飯田橋（U-35）が行う就職支援への誘導

イ 新規大卒者や既卒者向けの合同就職面接会の共催

東京都と東京労働局との共催により開催している「新規大卒者等合同就職面接会」を引き続き実施する。

東京労働局	学生等への職業相談、職業紹介、参加勧奨の実施 企業への参加勧奨の実施 求人確保等の実施
東京都	会場の確保・設営 学生・企業への参加勧奨等の実施

ウ 若年者を対象とした各種支援制度の周知広報

東京都と東京労働局がそれぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、各々が実施している若年者を対象とした各種支援について、引き続き、相互に周知広報を実施する。

東京労働局	東京都が作成したリーフレット等のハローワークでの配架、配布 東京都が開催するイベント等でのハローワークの職業相談ブースの出展、 ガイダンスや講演等の実施 東京労働局ホームページにおいて「東京都若者総合相談センター」「東京都若者社会参加応援事業」のバナー設置
東京都	リーフレット等へのハローワークのサービス内容等の掲載や東京労働局が作成したリーフレット等の配架、配布など、ハローワークの周知広報への協力 イベント等において、ハローワークが実施する職業相談やガイダンス等の場所、時間の確保 「東京都若者総合相談センター」「東京都若者社会参加応援事業」の運営サイトにおいて、東京労働局や「若者雇用促進法」の周知用のバナー設置

(3) 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施

ア 職業講話やインターンシップの実施等

都立高校においてキャリア教育の一環として実施している「社会的・職業的自立支援教育プログラム」のメニューのひとつとして、ハローワークが、各校の支援ニーズに応じ、職業講話等を引き続き実施するとともに、労働関係法令の基礎知識についての講義も積極的に実施する。

また、高校や中学校において、インターンシップ等の就業体験・職場体験を引き続き実施する。

あわせて、就職した者が早期離職することのないようキャリア教育の充実を図る。

東京労働局	各高校の支援ニーズに応じた、職業講話や一般職業適性検査等の実施 労働関係法令の基礎知識について講義の実施 インターンシップ等の受入事業所の開拓、学校への情報提供等
東京都	都立高校における「社会的・職業的自立支援教育プログラム」の実施 都立高校におけるインターンシップ等の実施拡大 中学生の職場体験の実施

イ 都立高校とハローワークとの連携による就職支援の実施

新規高等学校卒業者職業紹介業務連絡会議（高担会議）の開催等を通じ、引き続き、都立高校進路指導担当教員とハローワーク職員の情報交換を図ることで、各都立高校のニーズを共有し、高校新卒者の安定的な就職に繋げる。

東京労働局	高担会議等を通じて把握した各都立高校のニーズに基づく就職支援
東京都	各都立高校のニーズや課題等の情報をハローワークへ積極的に提供

ウ 都立商業高校における「商業教育コンソーシアム東京」の実施

平成30年7月に東京都が設置した「商業教育コンソーシアム東京」を通して、商業高校の生徒がビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

東京労働局	「商業教育コンソーシアム東京」の協力機関として、都内ハローワークにおいて、協力企業の募集を含めた事業の周知等を行う
東京都	「商業教育コンソーシアム東京」を通して、都立商業高校のビジネス科7校において、企業と連携した授業の実施に向けた支援を行う

エ 私立高校等の就労支援ニーズに応じた支援の実施

私立高校等に対し、ハローワークの利用案内等の配付など、ハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報を引き続き実施する。

ハローワークにおいては、私立高校等の就労支援ニーズを把握した場合には、労働関係法令の基礎知識についての講義も含め、そのニーズに応じた支援を引き続き実施する。

東京労働局	東京都等を通じた、私立高校等に対するハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報の実施 私立高校等の就労支援ニーズに応じた支援の実施 労働関係法令の基礎知識について講義の実施
東京都	私立高校等に対するハローワークのサービス内容に関する情報発信、周知広報

(4) 都立高校中途退学者等に対する支援

東京都教育庁に設置する「自立支援チーム」が中心となって、中途退学者や進路未決定卒業生等に対し、ハローワーク等の関係機関と連携した切れ目のない支援を実施する。

また、都立高校や教育庁に加え、ハローワークを含む地域の関係機関をメンバーとする都立高校生進路支援連絡協議会において、引き続き、高校中途退学者や進路未決定者に対する切れ目のない支援の在り方等について協議する。

東京労働局	ハローワークでの「自立支援チーム」と連携した就労支援の実施 都立高校生進路支援連絡協議会へのハローワークからの参画
東京都	「自立支援チーム」を活用した「都立学校における不登校・中途退学対策」の実施 都立高校を中途退学した者等に対する「自立支援チーム」による継続支援の実施 都立高校生進路支援連絡協議会の実施

2 中小企業等での人材確保対策等の強化

(1) 中小企業や人手不足分野（介護・保育・看護・建設分野等）での人材確保の強化

ア 中小企業採用力向上支援事業の実施

（公財）東京しごと財団に「人材確保相談窓口」を設置し、人材確保に苦慮する中小企業の悩みに対する相談やセミナー、専門家派遣によるコンサルティングを実施するとともに、外国人材の採用等の相談に対応するため、定期的に専門家の相談員を配置する。また、コンサルティング終了後は、ハローワークと連携した合同就職面接会など様々な手法によるマッチング支援を実施する。

東京労働局	求人事業主に対する中小企業採用力向上支援事業の周知広報（外国人材採用専門相談窓口を含む） 求人事業主に対する人材確保相談窓口への誘導 求職者に対する事業対象求人の情報提供・紹介 支援対象企業に対する様々な手法によるマッチング支援の実施
東京都	人材確保相談窓口の設置運営セミナー、専門家派遣によるコンサルティングの実施 外国人材採用専門相談窓口の設置運営 支援対象企業のコンサルティング内容等のハローワークへの提供や合同就職面接会などハローワークと連携した支援の実施 事業対象求人の作成支援

イ（公財）東京都中小企業振興公社とハローワークの連携による事業の推進

（公財）東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）とハローワークとの間で企業の承諾を得た上で求人情報等必要な情報の共有化を図り、公社が把握した中小企業の人材ニーズに対して、公社による経営支援等とハローワークによるマッチング支援を組

み合わせた支援等を引き続き実施するとともに、より効果的な連携・支援方法等についての検討を行う。

東京労働局	公社から情報提供のあった中小企業に対するマッチング支援の実施 より効果的な公社との連携等についての検討 経営支援等が必要な企業に対する公社の周知
東京都	公社が人材ニーズを把握した中小企業に関する情報のハローワークへの提供、ハローワークと連携した支援の実施 より効果的なハローワークとの連携等についての検討

ウ ナースプラザ・ハローワーク連携事業の推進

東京都ナースプラザとハローワークとの間で求職情報等の共有化を図り、双方において、看護師等の有資格者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援とともに、病院等の事業主に対する人材確保支援を引き続き推進する（「ナースプラザ・ハローワーク連携事業」）。

東京労働局	求職情報と求人情報の相互共有 *1 ナースプラザが実施するハローワークへの出張相談のスペース確保と求職者への周知、誘導 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施
東京都	求職情報と求人情報の相互共有 *1 ナースプラザからハローワークへの出張相談の実施 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施

*1 人材確保・就職支援コーナーを設置するハローワークで実施

エ 医療従事者の勤務環境改善の取組の推進

長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境の整備を図るため、東京都が設置・運営する東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「支援センター」という。）において、勤務環境改善に取り組む医療機関を引き続き支援する。

東京労働局	医療労務管理アドバイザーの支援センターへの配置 医療労務管理アドバイザー等による医業経営アドバイザーと連携した訪問支援、電話・来所による個別相談、調査・情報収集、研修会等の実施 医療機関等に対する支援センターの周知広報 東京都が設置する協議会や関係者会議等への参画
-------	---

東京 都	医業経営アドバイザーの支援センターへの配置 医業経営アドバイザーによる医療労務管理アドバイザーと連携した医療機関への訪問支援、電話・来所による個別相談、調査・情報収集等の実施 医療機関の勤務環境改善に資する研修会等の実施 支援センターの効果的活用促進のための周知広報の実施 効果的かつ円滑な運営のための協議会の設置・運営、関係者会議の開催
---------	---

オ 福祉人材確保対策の充実

東京都福祉人材センター（東京都保育人材・保育所支援センターを含む。以下同じ。）とハローワークとの間で求職情報の共有化等を図り、双方において、介護福祉士や保育士等の有資格者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援とともに、福祉・保育施設等の事業主に対する人材確保支援を引き続き実施する。

また、東京都において「東京都福祉人材対策推進機構」（以下「推進機構」という。）を設置し、東京都、東京労働局・ハローワーク、区市町村、福祉事業者、関係団体等と、連携・協力による一体的な福祉人材対策を推進する。

東京 労働局	求職情報の共有 *2 東京都福祉人材センターが実施するハローワークへの出張相談のスペースの確保と求職者への周知、誘導 *3 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施 推進機構への参画 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」（ウェブサイト）について、ハローワークが実施する研修・イベント等の情報を提供 ハローワークと推進機構の連携・協力による、総合的な人材対策を展開
東京 都	求職情報の共有 *2 ハローワークへの出張相談の実施 *3 各々主催のイベント等での相談ブースの設置や各々の取組に係る相互の周知広報の実施 推進機構の運営 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」（ウェブサイト）について、ハローワークが実施する研修・イベント等の情報を発信 推進機構におけるハローワーク等の関係機関との連携・協力による、総合的な人材対策を展開

*2 人材確保・就職支援コーナーを設置するハローワーク（7所）で実施

*3 人材確保・就職支援コーナーを設置していない等のハローワーク（5所）で実施。なお、東京都保育人材・保育所支援センターからの出張相談については、当該5か所のうち3か所において実施

(2) 職業訓練による人材育成支援とマッチング支援との連携強化

人材不足が顕在化している介護や建設分野等をはじめとする訓練の開発・実施からマッチングへの切れ目のない支援を行い、次のとおり、取組を推進し、訓練受講生が自らの希望や適性に応じた就職ができるように支援する。

ア 施設内訓練における、都立職業能力開発センター・校とハローワーク間の情報共有の推進など、訓練からの円滑な移行によるマッチング支援の実施

未就職の者に対しては、都立職業能力開発センター・校とハローワーク間での就職状況等の情報の共有化をすべての施設間で行い、人材育成支援からマッチング支援への円滑な移行を図る。

また、就職意欲を早い段階から喚起するため、ハローワークから都立職業能力開発センター・校への出張ガイダンス等をすべての施設において実施するほか、求人企業への見学と見学後の就職面接会が一体となった「ツアー型面接会」等を活用し、人材ニーズの高い分野における人材確保にも対応する。

東京 労働局	<p>訓練の周知・誘導を強化するため訓練説明会・訓練セミナーの開催</p> <p>適切かつ効果的な職業訓練への受講あっせん</p> <p>都立職業能力開発センター・校への出張ガイダンスの実施や求人情報等の提供</p> <p>訓練受講中から訓練修了後に至るまで、担当者制などによる継続的な就職支援 や就職面接会の実施</p> <p>訓練受講生の就職状況等に関する都立職業能力開発センター・校との情報共有</p>
東京 都	<p>公共職業訓練（施設内訓練）の実施、運営</p> <p>ハローワークが開催する訓練説明会・訓練セミナーに対する募集案内や科目案内を行うための職員の派遣</p> <p>ハローワークによる出張ガイダンスの実施に係る時間数の確保等</p> <p>訓練受講者に対する就職支援の実施とすべての未就職者に対するハローワークへの積極的な誘導</p> <p>訓練受講生の就職状況等に関するハローワークとの情報共有</p>

イ 民間委託訓練受講生に対する就職支援の強化等

就職意欲を早い段階から喚起するため、東京都が委託した民間教育訓練機関等（以下「受託校」という。）へのハローワークによる出張ガイダンス等を引き続き実施する。

また、就職未内定受講者については、「就職活動日」等を活用し、就職支援アンケート（訓練修了1か月前に実施）に基づいた積極的なハローワークへの誘導及び就職支援を実施する。

東京労働局	<p>訓練の周知・誘導を強化するため訓練説明会・訓練セミナーの開催</p> <p>適切かつ効果的な職業訓練への受講あっせん</p> <p>受託校への出張ガイダンスの実施や求人情報等の提供</p> <p>訓練受講中から訓練修了後に至るまで担当者制等による継続的な就職支援の実施</p> <p>訓練受講生の就職状況等に関する東京都との情報共有</p>
東京都	<p>公共職業訓練（民間委託訓練）の実施、運営</p> <p>ハローワークが開催する訓練説明会・訓練セミナーに対する募集案内や科目案内を行うための説明者の派遣に係る受託校との調整等</p> <p>受託校におけるハローワークによる出張ガイダンスの実施等に係る調整等</p> <p>「就職活動日」を活用し、受託校からすべての受講生のハローワークへの積極的な誘導に係る受託校との調整等</p> <p>訓練受講生の就職状況等に関するハローワークとの情報共有</p>

ウ 地域の人材育成ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定と地域の人材育成支援全体の在り方等について検討

地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都と東京労働局が連携し、企業等への実態調査等を実施する。

また、地域の人材育成を担う公共職業訓練と求職者支援訓練が、より効果的かつ効率的に実施、運営されるよう東京都地域訓練協議会の場を活用し、一体的な計画を策定するとともに、訓練コースの設定や実施時期、規模等の総合的な調整を図る。

東京労働局	<p>企業や求職者への実態調査の実施等による地域の人材育成ニーズの把握、分析等</p> <p>地域ニーズを踏まえた求職者支援訓練に係る計画の策定</p> <p>公共職業訓練と求職者支援訓練との総合的な調整</p>
東京都	<p>企業への実態調査の実施等による地域の人材育成ニーズの把握、分析</p> <p>地域ニーズを踏まえた公共職業訓練に係る計画の策定</p> <p>公共職業訓練と求職者支援訓練との総合的な調整</p>

エ 産業人材確保事業の実施

企業が抱える人材育成・確保に関する問題について、東京都とハローワーク、企業、団体等で構成する職業能力開発連絡協議会において検討し、効果的な取組を実施していく。その一環として、企業説明会等を実施する。

東京労働局	企業説明会等の求人票の受付・取りまとめ 企業説明会等での相談ブースの設置
東京都	産業人材確保事業の企画運営 会場の確保・設営 一般求職者への広報 職業能力開発センター訓練生への参加勧奨

3 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

(1) 女性の活躍促進

ア 女性の就業拡大イベントの実施

東京都と東京労働局の共催により、都内地域ごとに、子育て中の女性等を対象にした託児付きの合同就職面接会を開催するほか、会場においては、求職者向けセミナーやキャリアカウンセリングなど、子育て女性等の就業ニーズを踏まえたイベントを実施する。

東京労働局	合同就職面接会の運営 子育て中の女性等への職業相談、職業紹介、参加勧奨の実施 企業への合同就職面接会の参加勧奨や求人確保等の実施
東京都	会場の確保・設営及び講演や行政機関のブース出展の調整、キャリアカウンセリングなどイベントの運営や「女性しごと応援テラス」による求職者向けセミナーの実施 子育て女性等への参加勧奨等の実施

イ 多摩地域における子育て女性等に対する就職支援

多摩地域の仕事と子育ての両立を図る女性等の就業に向けて、マザーズハローワーク立川等と連携し、職業スキルの向上と、職場体験を一体的に行うプログラムを提供するとともに、参加者ニーズに合致した仕事と子育て両立支援求人を開拓し、就業支援を実施する。

東京労働局	求職者への周知広報 受講希望者の要件確認、受付 プログラム修了者への職業紹介等のマッチング支援
東京都	プログラムの企画、運営 求人企業向け周知広報の実施 求人企業の開拓

ウ マザーズハローワーク等との連携による子育て女性等に対する職業訓練の実施

女性向け委託訓練の受講生に対して、訓練期間中にマザーズハローワーク等の担当者が訓練実施機関に出張し、訓練開始時に求職登録等を実施するとともに、訓練修了直前には就職活動に関するガイダンスや求人票の提供を実施する。

東京労働局	女性向け委託訓練の周知広報と受講希望者の誘導 訓練受講中の就職活動ガイダンス等の実施 訓練修了後の職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施
東京都	女性向け委託訓練の実施 マザーズハローワーク等が実施するガイダンス等の時間・場所の確保

エ 子育て女性等を対象とした各種取組の周知広報

マザーズハローワークや東京都が設置した「女性しごと応援テラス」など、東京都と東京労働局がそれぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、各々が実施している女性再就職支援の取組について、引き続き、相互に周知広報を実施する。

東京労働局	「女性しごと応援テラス」に関するリーフレット等のマザーズハローワーク等での配架、配布や東京しごとセンターが実施する女性再就職支援事業等への求職者の参加勧奨 東京都が実施する女性の再就職支援事業に関する周知広報の実施
東京都	マザーズハローワーク等に関するリーフレット等の「女性しごと応援テラス」での配架、配布

オ 女性の活躍促進等に向けた機運の醸成等

東京都が主催するイベント等において、女性活躍推進法に基づく行動計画の届出、情報公表等の取組、えるぼし認定の取得の取組等の周知啓発を図り、女性の活躍促進への機運の醸成を図る。

また、女性の活躍促進に取り組む企業に対して、東京都と東京労働局の双方において助成措置を講ずるとともに、各々の支援について相互に周知広報を実施する。

東京労働局	イベント等での女性活躍推進法や男女雇用機会均等法等関係法令の周知啓発等 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の支給 東京都が実施する支援事業の周知広報への協力等の連携
-------	---

東京 都	女性活躍推進法等に関する普及啓発への協力 職場における女性の活躍推進の中心となる者に対し、その企業の取組の進捗具合に応じたレベル別の研修を実施（女性の活躍推進加速化事業） 女性の採用・職域拡大など、女性活躍推進に向けた職場環境の整備に取り組む中小企業に対する助成金の支給（テレワーク活用・働く女性応援事業） 東京労働局が支給する両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の周知広報への協力
---------	--

(2) 高齢者に対する就業支援の推進

ア 高齢者の再就職の援助・促進

東京しごとセンター内に設置しているハローワーク飯田橋の高齢者の専門窓口（シニアコーナー）において、引き続き、求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリングなど、東京しごとセンターと連携した就職支援を一貫して実施する。

東京労働局	求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の実施 東京しごとセンターが実施するセミナーや就業支援サービス等への誘導
東京 都	セミナー、カウンセリング等の実施 ハローワーク飯田橋（シニアコーナー）が行う、職業相談・職業紹介等のマッチング支援への誘導

イ 生涯現役社会推進事業の実施

現在就職活動を行っていないが潜在的な求職者である高年齢者や、就職活動に踏み出さず就職に至らない高年齢者を対象にマインドチェンジやキャリアチェンジを促す内容等のセミナーを、東京都、東京労働局及びハローワークとの連携により、都内全域で実施する。

また、セミナー受講後は高年齢者を地域のハローワーク等に誘導し、活発な就職活動を促進する。

東京労働局	ハローワークを通じたセミナー参加勧奨（セミナーの紹介、チラシの配布等） 求人動向に係る地域特性など、セミナーに役立つ情報の提供 ハローワークによるセミナー受講者に対する就職支援
東京 都	広報活動による高年齢者のセミナーへの誘導 セミナーの実施に必要な事務（区市町村との共催等に関する事務を含む） ハローワークが行う、職業相談・職業紹介等のマッチング支援への誘導

ウ 65歳以上の高齢者に対する就職支援の強化

高齢者の更なる活躍促進に向け、引き続き、東京しごとセンターにおいて65歳以上の「シニア対象職場体験事業」を実施するとともに、職場体験終了後、参加者のニーズに応じ、ハローワークにおいて個別担当制等によるマッチング支援を実施する。

また、東京都において、体験先開拓に際し都内中小企業等を訪問し、65歳以上の高齢者の採用意向や職場体験実施意向が確認された場合には、引き続き、ハローワークに誘導し、ハローワークにおける高齢者のマッチング支援に繋げる。

東京労働局	シニア対象職場体験事業の周知広報 シニア対象職場体験事業の参加者に対する個別担当制等による就職支援の実施 高齢者向け、特に65歳以降でも活躍できる求人の確保とマッチング支援の実施
東京都	シニア対象職場体験事業の実施 都内中小企業等に対する訪問等により65歳以上の高齢者の採用意向が確認された企業のハローワークへの誘導

エ シニアしごとEXPOの実施

高齢求職者を後押しし、高齢者の就業拡大を図るため、都内の高齢者就業に携わる公的機関が一堂に集まり、普及啓発イベント等を開催し、併せて合同就職面接会を実施する。

東京労働局	合同就職面接会の運営 ハローワークブースの運営 企業への合同就職面接会の参加勧奨や求人確保等の実施 高齢者への職業相談、職業紹介、参加勧奨の実施
東京都	シニアしごとEXPO全体の運営 会場の確保・設営 求職者向けセミナー等の実施 行政機関等のブース出展の調整

オ 高齢者の多様な働き方への支援

臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者に対して、引き続き、東京都をはじめとする関係機関と連携し、シルバー人材センターの利用案内を行うなど、高齢者の多様な働き方を支援する。

東京労働局	臨時的就業等を希望する高齢者に対して、地域のシルバー人材センター等の案内・誘導の実施 シニア応援コーナー（生涯現役支援窓口）における地域シルバー人材センター等の就業に関する情報収集及び高齢者への提供の実施 シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するための指導の実施
-------	--

東 京 都	シルバー人材センターの育成・援助を図るため、区市町村を通じた支援の実施 シルバー人材センター事業の適正な運営を確保するため、シルバー人材センター連 合を通じた指導の実施
-------------	--

(3) 障害者・難病患者等に対する就労支援の推進

ア 福祉・教育・医療から就労への移行の促進

東京都と東京労働局との連携により、地域の関係機関（福祉施設、特別支援学校、大学、医療機関等）の職員等のほか、障害者本人や保護者等を対象としたセミナー、事業所見学会等を引き続き実施する。

また、関係機関との連携による職場実習の機会を確保、提供すること等により、企業と障害者との相互理解を深め、引き続き、就労への移行を促進する。

あわせて、障害者雇用の進んでいない企業等を対象に、就労移行支援事業所等から企業への情報発信及び両者の顔の見える関係づくりの機会確保に努め、企業における就労移行支援事業所等の理解促進を図る。

東 京 労 働 局	関係機関や障害者、保護者、大学等職員、企業人事担当者向けの就労支援セミナー、障害者雇用事業所や各種関係機関見学会の実施 職場実習の受け入れが可能な事業所を開拓し、その事業所情報を関係機関に提供するとともに、事業所と障害者が直接出会う職場体験実習合同面接会を実施 企業と就労移行支援事業所等との面談会の実施
東 京 都	障害者の一般就労に向けた就職活動セミナーの実施 職場実習の受け入れが可能な事業所の開拓や実習生受入に必要な支援、実習を行う 障害者の誘導・調整 都立特別支援学校における企業就労の推進

イ 関係機関が連携したチーム支援の実施

就職を希望する障害者に対して、引き続き、ハローワークと東京障害者職業能力開発校等や地域の関係機関（福祉施設、福祉事務所等）の連携により、必要に応じて「チーム支援」を実施し、就職活動前の職業準備段階から職場定着までの一貫した就労・生活支援を実現する。

東 京 労 働 局	支援計画作成や関係機関との連絡調整などのチーム支援の取りまとめ 職業相談、職業紹介等のマッチング支援の実施
東 京 都	支援計画に基づき、東京障害者職業能力開発校等が職業訓練を実施

ウ 障害者等の安定した雇用の促進

東京都と東京労働局の連携により、引き続き、障害者の安定的な雇用や職場定着を推進する取組を行うとともに、それぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、相互に周知広報を実施する。

東京労働局	特定求職者雇用開発助成金等の支給 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援センター等の関係機関と連携した職場定着支援の推進 ハローワークにおける東京都の実施する助成金や支援制度等の案内
東京都	東京都中小企業障害者雇用支援助成金、東京都障害者安定雇用奨励金、東京都難病・がん患者就業支援奨励金の支給 東京ジョブコーチや職場内ジョブコーチによる職場定着の推進 東京都や（公財）東京しごと財団における国の実施する助成金や支援制度等の周知広報

エ 中小企業における障害者雇用等の推進

障害者雇用を一層促進することが求められる中小企業に対し、国や東京都の関係機関が一堂に会する中小企業のための「障害者雇用支援フェア」（以下「フェア」と言う。）を引き続き開催し、企業ニーズに応じた情報発信を実施する。

また、東京都と東京労働局の連携により、雇用率未達成の中小企業に対する計画的な個別訪問によるきめ細かな支援（「中小企業障害者雇用応援連携事業」）を引き続き実施する。

東京労働局	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（東京障害者職業センター）や障害者就業・生活支援センターなど、国の関係機関に対するフェアへの参加協力要請 ハローワークによる管内中小企業へのフェアへの参加勧奨 相談窓口の設置、障害者雇用支援セミナーの開催等 雇用率未達成である中小企業の情報の提供、企業支援連絡会への参加 東京都が地域の障害者就労支援機関に配置する雇用支援員による個別企業への訪問・支援等に関するアドバイス等
東京都	（公財）東京しごと財団や東京障害者職業能力開発校、区市町村障害者就労支援センター、都立特別支援学校など東京都の関係機関に対するフェアへの参加協力要請 都内中小企業に対するフェアの開催周知 相談窓口の設置、障害者雇用支援セミナーの開催等 （公財）東京しごと財団による企業支援連絡会の開催等 東京都が地域の障害者就労支援機関に配置する雇用支援員による個別企業への訪問・支援、当該企業情報のハローワークとの共有

オ 障害者雇用に関する普及啓発の実施

東京都と東京労働局の連携により、障害者雇用に関する企業向けセミナー等を共催するなど、引き続き障害者雇用の普及啓発を図る。

特に、28年4月から施行された改正障害者雇用促進法及び障害者差別解消法、30年10月に施行した「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に基づく障害者差別禁止と合理的配慮の提供義務については、両方で連携を図りつつ、障害者本人や企業等への周知・啓発等に努め、障害者に対する差別解消と合理的配慮の提供がなされるよう支援する。

また、障害者雇用の優れた取組を行う企業の顕彰を実施する。

東京労働局	企業に対するセミナー等への参加勧奨 東京都が実施するセミナー等への講師派遣 雇用分野における障害者差別と合理的配慮提供義務違反事案について法令に基づく権限行使 東京都が実施する東京都障害者差別解消支援地域協議会への参加 企業に対する企業顕彰の周知 企業顕彰における応募企業の要件確認
東京都	企業向けセミナー等の運営・開催 行政機関及び事業者による不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供について周知・徹底 行政機関及び事業者による差別等に係る相談・紛争解決の体制整備 東京都障害者差別解消支援地域協議会及び東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会の運営 企業顕彰の実施

カ 障害者個々人に応じた能力開発等の推進

ハローワークにおいて、個々の状態やニーズに応じ、職業能力の開発が必要な場合については、引き続き、東京障害者職業能力開発校等において実施する職業訓練コースについて紹介、受講勧奨し、適切な訓練コースへの受講あっせんに繋げる。

また、職業訓練受講者に対する積極的な就職支援を引き続き実施する。

東京労働局	職業相談、キャリア・コンサルティングにより、障害者個々人の適性に応じた職業訓練への受講あっせん 職業訓練受講者に対する就職支援の実施
東京都	東京障害者職業能力開発校等における、障害者向け職業訓練の実施 障害者委託訓練受託企業等の開拓、確保 職業訓練受講者に対する就職支援の実施

キ 障害者虐待防止法に基づく虐待防止等の措置の履行

東京都と東京労働局が密接な連携を図りつつ、引き続き、使用者による障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の情報を得た場合は、必要に応じて所管する法令に基づく権限を適切に行使し、虐待を受けた障害者の保護と自立を支援する。

東京労働局	業務上把握した、使用者による虐待事案の東京都への通報 東京都へ通報した事案や東京都から報告のあった事案に係る事実確認の実施と所管法令に基づく権限行使 東京都が実施する研修への講師派遣
東京都	東京都と区市町村が把握した使用者による障害者虐待事案の東京労働局への報告 障害者虐待防止センター担当職員を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

ク 難病患者等に対する就労支援の強化

ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、東京都難病相談・支援センター等と連携し、就労支援等を引き続き実施する。

また、東京都難病相談・支援センター及び東京都多摩難病相談・支援室に「難病患者就労コーディネーター」を配置し、ハローワーク等の地域の関係機関との情報共有・連携を図り、難病患者への就労相談体制を引き続き整備する。

あわせて、難病患者の方が、疾患があっても安心して職場で活躍できるように、仕事と治療の両立に向けて、積極的に取り組む事業主を支援することにより、難病患者等の就業に向けた支援を行う。

東京労働局	難病患者就職サポーター等による職業相談・専門機関への誘導・面接同行・就職後のフォロー等の支援の実施 東京都難病・がん患者就業支援奨励金における求人確保やマッチング支援の実施
東京都	難病患者就労コーディネーター等によるハローワーク等への同行などの出張支援や情報共有など、難病患者への就労相談体制の整備 東京都難病・がん患者就業支援奨励金の支給

(4) 求職者個々の状況に応じた支援等の実施

ア がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就労支援

都立駒込病院等のがん診療連携拠点病院とハローワークが連携し、長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた求職者等の個々の希望や治療状況を踏まえた就職支援を引き続き実施する。

また、がん患者の方が、疾患があっても、安心して職場で活躍できるように、仕事と治療の両立に向けて、積極的に取り組む事業主を支援することにより、がん患者等の就業に向けた支援を行う。

東京労働局	<p>東京地域両立支援推進チームの会議の開催による病気の治療と仕事の両立に向けた関係機関の総合協力体制の構築、セミナーの共同開催・総合的な啓発資料の作成・経営トップによる基本方針の表明の公募・好事例の収集等具体的な連携に係る協議事項等の実施</p> <p>個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介、就職後の職場定着等の実施</p> <p>「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知</p> <p>都立駒込病院がん相談支援センターへのハローワークからの出張相談、がん相談支援センターと連携した就職支援の実施*4</p> <p>がん相談支援センターとの求職者情報の共有*4</p> <p>がん患者等の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導</p> <p>東京都難病・がん患者就業支援奨励金における求人確保やマッチング支援の実施（再掲）</p>
東京都	<p>都立駒込病院を利用するがん患者等のうち、就職を希望する者のハローワークへの誘導*4</p> <p>都立駒込病院がん相談支援センターにおけるハローワークからの出張相談場所の確保、ハローワークと連携したがん相談支援センターにおける相談対応等 *4</p> <p>都立駒込病院がん相談支援センターとハローワークとの利用者情報の共有 *4</p> <p>東京都難病・がん患者就業支援奨励金の支給（再掲）</p> <p>「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知</p>

*4 がん患者等の専門相談窓口を設置しているハローワーク飯田橋が対応

イ 外国人の雇用対策の推進

ハローワークにおいて、引き続き、留学生を含む外国人求職者に対して、きめ細かな就職支援を実施するとともに、企業に対しては、外国人労働者の雇用状況届出の周知や外国人指針に基づく指導を行う。

また、東京都においても、引き続き、雇用適正講習等により、事業主に対して適正な雇用管理についての周知啓発を図るとともに、中小企業と留学生等外国人材との相互理解を促進するための交流及びマッチングに向けた支援を実施する。

東京労働局	<p>留学生を含む外国人求職者に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施</p> <p>企業に対する外国人雇用状況の届出の周知徹底と届出指導</p> <p>外国人指針に基づく事業主指導の実施</p> <p>東京都が実施する中小企業と留学生等外国人材対象のインターンシップ、合同企業説明会等の周知広報</p> <p>東京都が実施するセミナー等に参加した企業に対する求人開拓、面接会等の参加勧奨</p>
-------	---

東京 都	雇用適正講習等による事業主に対する適正な雇用管理の周知啓発 中小企業と留学生等外国人材対象のインターンシップ、合同企業説明会等の実施 東京都が実施するセミナー等の参加企業のうち、東京外国人雇用サービスセンター等の利用を希望する企業の情報を提供
---------	---

ウ 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者を含めた生活保護受給者等に対し、引き続き、東京都の福祉部門と東京労働局の雇用部門の各機関が就労支援の目標を共有し、就労支援や住居・生活支援を実施する。

東京労働局	求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施
東京都	「TOKYOチャレンジネット」において、就労支援拠点（東京ジョブステーション）を設置し、ハローワークが保有する求人情報を支援対象者に提供

エ ひとり親家庭に対する就労支援

「東京都ひとり親家庭支援センター」において、安心して暮らすための生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、面会交流支援を実施するとともに、ひとり親家庭それぞれに合わせた就業支援を実施し、ひとり親家庭の自立促進を図る。

東京労働局	求人情報の提供、職業相談・職業紹介等のマッチング支援の実施
東京都	「東京都ひとり親家庭支援センター」に相談があった支援対象者をハローワークへ誘導

オ ホームレスの就業対策の推進

路上生活者に対し、引き続き、東京都と特別区が共同で設置・運営する自立支援センターにおいて、ハローワークの専門相談員が、就労準備段階から職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。

東京労働局	ハローワークの専門相談員による自立支援センター内での就労支援の実施
東京都	特別区との共同による自立支援センターの設置・運営 ハローワークと連携した就労・生活支援の実施

カ 公正な採用選考の推進

雇用主研修会の開催や冊子等の活用による啓発を行い、引き続き、東京労働局と東京都が共同して、公正採用選考の普及啓発を図る。

また、高等学校卒業予定者の採用選考に際し、不適正事案が発生した場合には、東京都が東京労働局に通報するとともに、東京労働局は、当該事業所に対する事実確認と是正指導を行う。

東京労働局	雇用主研修会の開催など、企業トップに対する公正採用選考に係る普及啓発の実施 都内事業所へ冊子の配布による普及啓発の実施 高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適切事案が発生した場合の、当該事業所に対する事実確認と是正指導等の実施
東京都	就職差別解消促進月間（6月）に、集中的にポスターやチラシを発行するとともに、講演会を開催。また、東京労働局が開催する雇用主研修会を月間事業の一つとして位置づけ、共同で開催 東京労働局と共同で作成する冊子「採用と人権」の配布や、年間を通して、専用チラシや「TOKYOはたらくネット」での周知等による公正採用選考に関する普及啓発の推進 高等学校卒業予定者の採用選考に係る不適正事案について、高等学校から通報があった場合の東京労働局への事実確認と是正指導の要請

キ 「東京都ひきこもりサポートネット」における周知広報

東京都と東京労働局がそれぞれに有している組織・ネットワーク等を活用し、引き続き、相互に周知広報を実施する。

東京労働局	東京都が作成したリーフレット等のハローワークでの配架、配布 東京労働局ホームページにおいて「東京都ひきこもりサポートネット」のバナー設置
東京都	求職者の態様に応じたハローワークのサービスメニュー等の周知広報への協力 「東京都ひきこもりサポートネット」の運営サイトにおける、東京労働局、東京ハローワークのバナー設置

4 「ライフ・ワーク・バランス」の推進

(1) 「働き方改革」の取組の推進

ア 「働き方改革」による「ライフ・ワーク・バランス」の実現のため改善に意欲のある企業に対する支援

東京都が運営する「TOKYO働き方改革宣言企業制度」において、働き方・休み方の改善に取り組む「TOKYO働き方改革宣言企業」に対して、東京労働局と東京都が双方に支援を行い、長時間労働の削減や休暇取得促進などに関する企業の主体的な取組を促進する。

東京労働局	働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導、セミナー講師派遣の実施 「働き方改革」に積極的に取り組む企業に対する厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」及び東京労働局ホームページへの事例掲載の勧奨
東京都	「TOKYO働き方改革宣言企業制度」を運営し、「TOKYO働き方改革宣言企業」に対する助成（「働き方改革宣言奨励金」）や巡回・助言等の支援を実施 専門家の派遣により、「TOKYO働き方改革宣言企業」に対し、生産性向上に向けた支援を実施 専用ホームページで、「TOKYO働き方改革宣言企業」を掲載するとともに、企業等に対し「働き方改革」に関する情報を提供

イ 「働き方改革」の周知広報等

「働き方改革」に取り組むための機運の醸成を図るため、東京労働局と東京都の連携のもと、大企業を含めた企業への働きかけや、「TOKYO働き方改革宣言企業」の普及キャンペーン等の取組を引き続き実施する。

東京労働局	「東京労働局働き方改革推進本部」等による広報の実施 企業への協力要請など、東京都の実施する「TOKYO働き方改革宣言企業」の普及キャンペーン等への協力 「働き方改革」を進める企業への訪問や一層の取組の働きかけ 「働き方改革」等の周知・広報の労使団体等への協力要請
東京都	大企業を含めた企業への働きかけや、メディアを活用したPR、専用ホームページの運営等により、「TOKYO働き方改革宣言企業」の普及キャンペーンの実施 「東京労働局働き方改革推進本部関係機関連携部会」等への参画 東京労働局が実施する「働き方改革」等の周知・広報への協力

ウ ワンストップ窓口の運営

働き方改革を推進するため、東京都と東京労働局が実施する企業向けサービスについてワンストップで提供する窓口を東京都が設置し、東京労働局との連携のもと、引き続き運営する。

東京労働局	働き方改革に係る企業向けサービスの提供
東京都	ワンストップ窓口の設置、運営 働き方改革に係る事業主向けサービスの提供

エ 東京働き方改革推進支援センターの運営

中小企業・小規模事業者を中心に、「同一労働同一賃金」への対応等非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性の向上による賃金引き上げ、人手不足の緩和に向けた技術的な相談等、働き方改革に関する様々な相談に専門家が応じるため、民間委託により「東京働き方改革推進支援センター」を開設・運営する。

東京労働局	企業に対する働き方改革全般に関する相談支援を行う 経営者団体等と連携したセミナー等を開催する
東京都	TOKYO ライフ・ワーク・バランス推進窓口において、相談企業に対し東京働き方改革推進支援センターの周知及び相談内容により利用勧奨を行う 東京都労働相談情報センターが行う企業向け相談において、東京働き方改革推進支援センターの周知及び相談内容により利用勧奨を行う 東京働き方改革推進支援センター事業への運営協力

(2) 働き方改革関連法の履行確保と長時間労働の是正を始めとする労働条件の確保等

労働時間法制を始めとする働き方改革関連法が、平成31年4月から施行されたことを踏まえ、働き方改革関連法の履行確保を図るほか、長時間労働の是正に向け、窓口指導、監督指導等を徹底する。

加えて、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でない中小規模の事業場に対しては、適切な労務管理を含めた労働関係法令理解促進のためのきめ細やかな支援を行う。

東京労働局	<p>「労働時間相談・支援班」による労働時間制度全般に関する周知 厚生労働省ポータルサイト「スタートアップ労働条件」の利用勧奨 不適正な時間外・休日労働協定届に対する窓口指導 時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えると考えられる事業場等に対する監督指導 時間外労働等改善助成金の周知 働き方改革関連法の周知広報</p>
東京都	<p>普及啓発資料の発行、労働セミナー等による36協定を含む労働時間制度全般に関する周知 「労働相談情報センター」及び「ライフ・ワーク・バランス推進窓口」における厚生労働省ポータルサイト「スタートアップ労働条件」の周知広報の協力 適正な労働時間管理及び健康管理に関する周知啓発の協力 時間外労働等改善助成金の周知への協力 働き方改革関連法に関する普及啓発等の実施</p>

(3) 育児・介護と仕事を両立できる環境の整備等

育児・介護休業の取得促進、子育てや介護期間中の短時間勤務制度の利用促進等、仕事と育児・介護の両立を図りやすくするための雇用環境の整備について、引き続き取組を行う。

東京労働局	<p>男性、有期契約労働者を含め誰もが育児休業・介護休業等を取得しやすい職場環境を整備するための制度についての周知広報 両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む企業を支援するための、助成金等の制度の周知広報 都の実施する長期の育児休業取得や男性の育児休業取得、介護休業取得の促進に向けた助成金の周知広報 家庭と仕事の両立推進事業及び両立支援推進企業マーク登録制度の周知広報</p>
東京都	<p>両立支援事業の担当者会議を開催し、国と都の連携による各種支援策の推進 中小企業の、仕事と育児・介護との両立支援等に向けた雇用環境整備のため、専門家派遣、研修会、奨励金等の支援策の実施 従業員の長期の育児休業取得や男性の育児休業取得の促進に向けた助成金の実施 従業員の介護休業取得の促進に向けた助成金の実施 法定以上の育児・介護と仕事の両立支援制度の整備数に応じて、両立支援推進マークを付与する制度の実施及びマーク付与企業のPRの実施 妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度整備の促進に向けた助成金の実施</p>

(4) 治療等と仕事を両立できる環境の整備等

治療と仕事の両立支援に向けたガイドラインの周知や普及活動など、治療等と仕事が両立できる環境整備について取組を行う。

東京労働局	「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知(再掲) 都の実施する治療と仕事の両立に向けた支援策等の周知広報
東京都	「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知(再掲) 中小企業における病気治療と仕事の両立支援に向けた雇用環境整備のための研修、 奨励金等の支援策の実施 不妊治療と仕事の両立推進に向けた普及啓発や支援策の実施

(5) テレワークの普及推進等

ア テレワークの普及推進

働き方改革の起爆剤となるテレワークについて、国家戦略特区事業の東京テレワーク推進センターの運営を始めとした普及推進施策を実施する。

東京労働局	企業訪問や企業説明会等の機会を活用した、東京テレワーク推進センターやテレワーク推進事業等の周知協力及び企業ニーズに応じ利用勧奨 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン や時間外労働等改善助成金（テレワークコース）等の周知
東京都	東京テレワーク推進センターの運営及びテレワーク普及推進施策の実施 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン や時間外労働等改善助成金（テレワークコース）等の周知への協力

イ 東京テレワーク推進センターにおける求職者向けセミナー・企業説明会・就職面接会の実施

東京テレワーク推進センターにおいて、テレワーク制度を導入し、運用している企業を集めた企業説明会及び就職面接会等を実施する。

東京労働局	求職者及び企業への参加勧奨等の実施
-------	-------------------

東京 都	テレワークを行う人材を求める企業に対する人材確保相談を実施 求職者向けセミナー・企業説明会・就職面接会の運営 求職者及び企業への参加勧奨、マッチング支援等の実施
---------	--

(6) ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発

東京都が開催するライフ・ワーク・バランスEXPOにおいて、国や都の働き方の改革や家庭と仕事の両立などの取組の情報提供を行い、広く普及啓発を図る。

東京労働局	ライフ・ワーク・バランス EXPO への参画及びブース等における国の取組等の情報提供 ライフ・ワーク・バランス EXPO の広報の協力
東京 都	ライフ・ワーク・バランス EXPO の開催 ライフ・ワーク・バランス EXPO における各種の展示やセミナーなどの実施、労使に対する意識啓発の実施

5 適正な労働条件の確保へ向けた取組の実施

(1) 相談環境の整備

若者をはじめとする労働者が、いきいきと安心して働き続けられる職場環境づくりなどに対するアドバイス等や解決援助に引き続き取り組む。

東京労働局	総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談への対応、相談内容に応じた法令、判例等の情報提供、自主的解決に向けたアドバイス、他の処理機関に関する情報提供等のワンストップサービスの実施 労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん・調停による解決援助の実施 都が実施する街頭相談、特別相談会等への職員の派遣 相互の連携を図るため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議の開催
東京 都	労働相談情報センターにおける相談専用ダイヤル「東京都ろうどう 110 番」による電話相談の実施 労働相談情報センターと各事務所での来所相談の実施、あっせんによる問題解決の支援 相談者の利便を図るため、駅頭、広場等での街頭相談等の実施 各課題やテーマに沿った特別相談会の実施

(2) 若者への労働法の普及啓発等

大学・短期大学や高等学校の就職希望者を主な対象に、労働法やトラブル事例などをわかりやすく解説し、労働法等に関する正しい知識の普及や意識啓発を図るため、普及啓発資料を引き続き発行する。

なお、作成に当たっては、東京労働局と都庁内関係部署を構成員とする編集委員会において協議を行う。

東京労働局	学生向け労働法等啓発資料編集委員会への参画 学生向け労働法等啓発資料周知、配布協力
東京都	学生向け労働法等啓発資料編集委員会の開催運営 学生向け労働法等啓発資料（2種 *5）の作成 労使双方に対するセミナーによる労働法の普及啓発

*5 「大学生向け小冊子」と「高校生向け小冊子」

(3) 若者のアルバイト時の注意喚起

若者がアルバイトをする際のトラブル防止に向け、アルバイト時の留意点やトラブル時の相談窓口に関する周知啓発ポスターを、東京都と東京労働局が連名で発行し、都内大学、短大、専門学校等に配布する。

東京労働局	連名ポスターの関係機関等への周知
東京都	連名ポスターの発行、教育機関や関係機関等への周知

(4) 東京都最低賃金の周知等

東京の経済動向及び地域の実情などを踏まえて改正される東京都最低賃金について周知を行う。

東京労働局	東京都及び関連する団体に対し、ポスター掲出、リーフレット配布依頼及び広報誌、ホームページへの掲載依頼を行うなど、効果的な周知を行う 最低賃金の履行確保を重点とした監督指導を行い、法令順守を徹底する 業務改善助成金の周知を行う
-------	--

東京 都	<p>広報誌、ホームページに改正最低賃金額の周知啓発記事の掲載を行う 労働相談情報センターやしごとセンターなど都関連施設におけるポスターの掲示、リーフレットの配架 業務改善助成金の周知への協力</p>
---------	--

(5) 外国人労働者に対する労働法の周知啓発等 【基準・新規】

労働法に関する外国語の資料を発行するほか、外国語による労働相談窓口を充実させる。また、監督指導の実施により、労働法の遵守を図る。

東京 労働 局	<p>外国人労働者相談コーナーの拡充 技能実習実施者、特定技能所属機関等に対する監督指導</p>
東京 都	<p>外国語版の労働法等の啓発資料の作成 労働相談情報センターにおける外国人労働相談等の実施</p>

第3 推進体制の構築

1 会議体について

(1) 東京都雇用対策協定運営協議会の開催

東京都と東京労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するための体制を確立するため、本事業計画の具体的な取組方針や内容について議論等を行う東京都雇用対策協定運営協議会（26 産労雇調第 1237 号）を原則 2 回開催する。

(2) 他の会議等の開催

東京都雇用対策協定運営協議会のほか、別表 1 に掲げる会議など、個別事業分野ごとにおいて、東京都と東京労働局を構成員として含む会議等を随時開催する。

2 情報の共有化について

東京都と東京労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進するため、雇用対策協定第 5 条と東京都雇用対策協定に基づく情報共有に関する管理及び取扱規程に基づき、別表 2 のとおり、必要な情報を両者の間で共有する。

なお、共有する情報の内容等については、必要に応じ、別表 2 に関わらず、個別事業分野ごとに随時追加する。

3 事業の実施・周知広報に係る相互協力について

東京都と東京労働局は、事業実施にあたって相互に協力するとともに、自身が主催する説明会等の機会を活用し、互いの事業についての周知広報を積極的に行うものとする。

4 職員派遣や研修を通じた交流について

東京都と東京労働局は、職員の派遣や、必要な知識を得るための相互の研修実施等により、交流の機会を設けるものとする。

5 その他

(1) 要請について

東京都又は東京労働局が雇用対策協定第 4 条第 1 項に基づき行う要請については、要請を行おうとする者が、東京都雇用対策協定運営協議会において行うものとする。

(2) その他

本事業計画は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体(平成31年度)

分野	名 称	東京都		東京労働局		内 容
全般	東京労働懇談会	○	★東京労働局長及び産業労働局長が参集	○	★東京労働局長及び産業労働局長が参集	労働行政の推進に当たって、一致協力して地域の実情に即した総合的な労働施策の展開を図るため、必要に応じて地域の自治体代表や労使団体等関係者も含め、意見交換等を実施
全般	雇用対策連絡調整会議	○	産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	地域の実情にあった機動的かつ効果的な雇用施策を実施するため、地域の雇用施策に関する問題・課題その他労働行政全般の意見交換等を実施
全般	東京労働局働き方改革推進本部関係機関連携部会		産業労働局雇用就業部	○	雇用環境・均等部 総務部	働き方改革の推進について、東京労働局と東京都庁その他関係機関との連携等について協議を実施
全般	雇用環境・均等施策に関する連絡会	○	産業労働局雇用就業部	○	雇用環境・均等部	家庭と仕事の両立、女性活躍推進、働き方改革の推進、労働条件の確保・改善等の施策を効果的に行うための意見交換を実施
職業訓練	東京都公共職業訓練運営委員会	○	産業労働局雇用就業部		職業安定部	都立職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校における公共職業訓練の効果的な事業運営についての協議等を実施
職業訓練	東京都地域訓練協議会		産業労働局雇用就業部 教育庁指導部	○	職業安定部	公的職業訓練について、訓練ニーズに対応した実施分野・規模に係る目標の確認及び訓練実施機関の開拓等に関する協議等を実施
職業訓練	職業能力開発連絡協議会	○	産業労働局雇用就業部		職業安定部 都内ハローワーク	職業能力開発センターが企業、団体、関係機関等と連携しながら、地域における人材育成・確保の取組を推進するための連携等について協議等を実施。

東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体(平成31年度)

分野	名 称	東京都		東京労働局		内 容
若者	東京新卒者等人材確保推進本部		産業労働局雇用就業部 生活文化局私学部 教育庁指導部 教育庁地域教育支援部	○	職業安定部 総務部 労働基準部 雇用環境・均等部 需給調整事業部	新卒者等への就職支援及び地域企業の人材確保に関する企画・調整等を目的に、地域の関係者(経営者団体、労働者団体、学校関係、地方自治体、国関係機関)による意見交換等を実施
若者	東京都高等学校就職問題検討会議	○	生活文化局私学部 教育庁指導部 産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	高等学校卒業者の就職機会の確保とともに地域の状況等を踏まえた円滑な就職支援・職業紹介が行われるよう、関係者による必要事項の連絡、意見交換等を実施
若者	学生向け労働法等啓発資料編集委員会	○	○産業労働局雇用就業部 都民安全推進本部 生活文化局私学部 教育庁指導部		職業安定部	就職を希望する大学生、高校生等に向けた労働法等の周知・啓発資料の作成に当たっての意見交換等を実施
若者	東京都若年者就業推進ネットワーク会議	○	都民安全推進本部 生活文化局私学部 教育庁地域教育支援部 ○産業労働局雇用就業部		職業安定部	東京における若年者就業対策全般の円滑な運営及び関係施策の連携強化等を目的に関係機関による意見交換等を実施
若者	東京都青少年問題協議会	○	○都民安全推進本部 生活文化局広報広聴部 生活文化局私学部 福祉保健局少子社会対策部 福祉保健局健康安全部 産業労働局雇用就業部 教育庁指導部 教育庁地域教育支援部		職業安定部 雇用環境・均等部	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、総合的施策の適切な実施のために必要な関係行政機関相互の連絡調整を実施
若者	東京都子供・若者支援協議会	○	○都民安全推進本部 福祉保健局保健政策部 福祉保健局少子社会対策部 福祉保健局障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁指導部 教育庁地域教育支援部		職業安定部	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的に、関係機関による意見交換等を実施

東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体(平成31年度)

分野	名 称	東京都	東京労働局	内 容
女性	子育て女性等の就職支援協議会	産業労働局雇用就業部 福祉保健局少子社会対策部 生活文化局都民生活部	○ 職業安定部 雇用環境・均等部	子育て女性等に対する支援施策の取組みについて、テーマに応じた関係機関との情報共有、意見交換等を実施
障害者	東京都障害者就労支援協議会	○ 福祉保健局障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁指導部	職業安定部	障害者雇用の拡大を目指し、企業での障害者就労の促進に関して、関係機関による意見交換等を実施
障害者	東京都発達障害者支援地域協議会	○ 福祉保健局障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁指導部 都民安全推進本部 警視庁生活安全部	職業安定部	発達障害児(者)の支援の取組みについて、切れ目なく円滑で横断的な支援提供体制整備の推進に向け、関係機関による意見交換等を実施
障害者	雇用移行推進連絡会議	福祉保健局障害者施策推進部 産業労働局雇用就業部 教育庁都立学校教育部	○ 職業安定部	福祉、教育、医療から雇用への移行を促進するため、「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」に係る雇用移行推進計画の策定について、関係機関による意見交換等を実施
障害者	東京都障害者差別解消支援地域協議会	○ 福祉保健局障害者施策推進部 総務局人権部 産業労働局雇用就業部 生活文化局私学部 教育庁総務部 他	職業安定部	障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、事例共有、関係機関の連携推進、効果的な取組の検討、障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を実施
福祉保健	人材確保推進協議会	福祉保健局医療政策部 福祉保健局高齢社会対策部 福祉保健局生活福祉部 福祉保健局少子社会対策部	○ 職業安定部	関係機関が実施する福祉人材確保対策施策や連携方法について、関係機関による意見交換等を実施

東京都及び東京労働局を構成員とする主な会議体(平成31年度)

分野	名 称	東京都		東京労働局		内 容
福祉 保健	東京都ナースプラザ運営協議会	○	福祉保健局医療政策部		職業安定部	東京都ナースプラザの事業実績及び事業計画に関する協議等を実施
福祉 保健	東京都生活保護受給者等就労自立促進事業協議会	○	福祉保健局生活福祉部 福祉保健局少子社会対策部 産業労働局雇用就業部	○	職業安定部	生活保護受給者等生活困窮者の就労支援等について、関係機関による意見交換等を実施
福祉 保健	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	○	福祉保健局医療政策部		雇用環境・均等部	東京都医療勤務環境改善支援センターの運営方針や業務内容等について、関係機関による協議等を実施
福祉 保健	東京都福祉人材対策推進機構運営協議会	○	○福祉保健局生活福祉部 産業労働局雇用就業部 生活文化局都民生活部 生活文化局私学部 教育庁総務部		職業安定部	福祉人材の確保・育成・定着に向け、関係団体が参画し、推進機構の運営等についての協議等を実施
その他	東京都地域ジョブ・カード運営本部		産業労働局雇用就業部 教育庁指導部	○	職業安定部	ジョブ・カード制度の円滑な運用に向け、関係機関による交付目標数の策定等についての協議等を実施
その他	東京地域両立支援推進チーム		福祉保健局医療政策部 東京都立駒込病院	○	労働基準部 職業安定部 雇用環境・均等部	病気の治療と仕事の両立に向け、長期療養者の就職支援活動と一体となり、関係機関の相互協力体制を構築するため情報共有、具体的な連携に係る協議事項等を実施
その他	東京長期療養者就職支援担当者連絡協議会		福祉保健局医療政策部	○	職業安定部	がん等長期療養者の就職支援について、関係機関相互の取組の理解促進、情報共有、具体的な連携事項に係る協議等を実施
その他	東京都林業雇用改善推進会議		産業労働局農林水産部	○	職業安定部 労働基準部	林業の雇用管理改善を効果的に推進していくため、関係機関による意見交換等を実施

東京都及び東京労働局の間で情報共有する具体的な取り組み(平成31年度)

	東京都	東京労働局	取組内容	共有する主な情報
全般	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 都内ハローワーク	東京しごと財団に「人材確保相談窓口」を設置し、人材確保に苦慮する中小企業の悩みに対する相談やセミナー、専門家派遣によるコンサルティングを実施するとともに、コンサルティング終了後は、ハローワークと連携した合同就職面接会など様々な手法によるマッチング支援を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となった企業の情報 ・都及びしごと財団が実施したコンサルティング等の支援状況 ・ハローワークが実施した職業紹介の状況(求職者の個人情報に係るものを除く)
	産業労働局商工部 (公財) 東京都中小企業振興公社	職業安定部 都内ハローワーク	東京都中小企業振興公社が経営支援等を実施する過程において把握した求人ニーズについて、企業の承諾を得た上で、ハローワークと共有することで、公社が行う支援とハローワークが行うマッチング支援とを組み合わせた支援等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公社が求人ニーズを把握した企業の情報 ・支援対象企業に対して公社又はハローワークが実施した支援の状況(各々の支援に資する情報)
	産業労働局雇用就業部	職業安定部	キャリアアップ助成金の支給に係る企業の情報を当該企業の承諾を得た上で東京都と共有し、要件を満たした企業に対して、東京都から東京都正規雇用等転換安定化支援助成金を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・対象企業のキャリアアップ助成金に係る支給・不支給決定等の状況

東京都及び東京労働局の間で情報共有する具体的な取り組み(平成31年度)

	東京都	東京労働局	取組内容	共有する主な情報
福祉 保健	福祉保健局医療政策部 東京都ナースプラザ	職業安定部 都内ハローワーク (人材確保・就職支援コーナー設置 所)	東京都ナースプラザとハローワークとの 間で、本人の承諾を得た上で、求職情報等 を共有し、双方において、看護師等への就 職支援や病院等の事業主への人材確保支援 を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求職申込書に記載のある個人情報 ・ナースプラザ又はハローワークが実施した職業 相談、職業紹介の状況 ・ナースプラザ又はハローワークが把握した採用 等の就職状況
	福祉保健局生活福祉部 // 少子社会対策部 東京都福祉人材センター (東京都保育人材・保育所支援 センター含む)	職業安定部 都内ハローワーク (人材確保・就職支援コーナー設置 所)	東京都福祉人材センター(東京都保育人材・ 保育所支援センターを含む)とハローワークとの 間で、本人の承諾を得た上で、求職情報を共有 し、双方において、介護福祉士や保育士等への 就職支援や福祉・保育施設等の事業主に対す る人材確保支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材センター又はハローワークで取得した情報 共有の同意書に記載のある個人情報
訓練	産業労働局雇用就業部 都立職業能力開発センター (各訓練校含む)	職業安定部 都内ハローワーク	都立職業能力開発センター(民間委託訓練含 む)とハローワーク間で、本人の承諾を得た上 で、訓練受講生の就職状況等の情報を共有し、 東京都が実施する職業訓練からハローワーク が実施するマッチング支援への円滑な移行を実 現	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練受講生の個人情報 ・訓練受講生の就職状況、就職ニーズ等に関する情報
若者	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 ハローワーク飯田橋	東京しごとセンターに設置しているヤングコー ナーとハローワーク飯田橋U-35は、両方の窓口 を利用する若年求職者の承諾を得た上で、それ ぞれが保有する求職者の個人情報を共有し、就 職支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・U-35の「求職申込書」及びヤングコーナーの「利用登 録受付シート」「カウンセリング用状況調査シート」に記 載のある個人情報 ・カウンセリング、職業相談及び職業紹介、就職の状況
高齢者	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 ハローワーク飯田橋	東京しごとセンターに設置しているシニアコー ナーにおいて、東京しごと財団とハローワーク飯 田橋は双方の窓口を利用する高年齢求職者の 承諾を得た上で、それぞれが保有する個人情報 を共有し、就職支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの「求職申込書」に記載のある個人情報 ・職業相談、職業紹介、採否結果及び就職の状況

東京都及び東京労働局の間で情報共有する具体的な取り組み(平成31年度)

	東京都	東京労働局	取組内容	共有する主な情報
障害者	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部	東京労働局の保有する企業の障害者雇用情報について、東京都及び東京しごと財団と共有することで、障害者雇用促進に資する事業の周知等に活用	・障害者雇用状況報告提出企業一覧のうち、障害種別雇用数を除く項目
	産業労働局雇用就業部 (公財) 東京しごと財団	職業安定部 都内ハローワーク	東京都・東京しごと財団から業務委託を受けた障害者就労支援機関が、障害者雇用の取組が進まない都内中小企業に対して実施した支援内容及び企業における取組状況について、企業の承諾を得た上で、ハローワークと共有することにより、障害者雇用の促進を図る。	・障害者雇用状況報告提出企業一覧のうち、障害種別雇用数を除く項目 ・支援対象企業に対して実施した支援内容及び障害者雇用に対する取組状況
障害者	産業労働局雇用就業部	職業安定部	企業顕彰における応募企業の要件確認を行う。	・応募企業の過去3年間の障害者雇用状況 ・応募企業の過去3年間の労働関係法令違反の有無
女性等	産業労働局雇用就業部	職業安定部 マザーズハローワーク・マザーズコーナー等 (都内ハローワーク)	多摩地域女性就業支援プログラムにおける応募資格要件等の確認を行う。	・当該プログラム受講希望者に係るマザーズハローワーク・コーナー等での求職登録状況 ・当該プログラム受講希望者に係るマザーズハローワーク・コーナー等での職業相談状況

注: 共有する情報については、本表に関わらず、個別事業分野ごとに随時追加するほか、従前より両者間において情報共有に係る取決め等をしているものを含む。